

食安輸発第0828008号
平成20年 8 月 28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の実施について
(ベトナム産水産食品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、国内において、赤痢菌による食中毒が複数件発生し、共通食材がベトナムの同一の業者が輸出した冷凍イカであることが判明したことから、下記の食品については、輸入届出の30%について、赤痢菌のモニタリング検査を実施することとしたので、対応方よろしくをお願いします。

記

1. 検査対象

ベトナム産水産食品（十分な加熱（70℃1分又はこれと同等以上）がなされたものを除き、無加熱で摂取されるもの。）

2. 検査項目

赤痢菌 (*Shigella sonnei*)

3. 検査の方法

平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。